

会 議 録

会 議 の 名 称	令和４年度第２回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会	
開 催 日 時	令和４年１０月７日（金） 開会；午後２時００分・閉会；午後２時５０分	
開 催 場 所	行田市産業文化会館２階２Ａ会議室	
出席者（委員） 氏 名	蔭山好信、井上文子、小林定春、平野昭一、柳原 功、村田源一、 畑山由香理	
欠席者（委員） 氏 名	柳澤俊行	
事 務 局	菅原広志総務課長、白井克典総務課主幹、武藤郁代総務課主査、藤 野祐右総務課主事	
会 議 内 容	議事 個人情報保護法の改正に伴う行田市の個人情報保護体制の見直しに係る考え方について（諮問）	
会 議 資 料	次第及び関係資料	
その他必要 事 項		
会 確 議 録 の 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 氏 名
	令和４年１０月２５日	蔭山 好信

発言者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	委員の過半数が出席しているので、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第3項で規定するとおり、会を開くことができる。 議事進行について、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定により、議長を蔭山会長にお任せしたい。
会長	前回からの継続審議となる個人情報保護法の改正に伴う行田市の個人情報保護体制の見直しに関わる考え方の適否ということについて諮問があった。資料7が前回の議論後、事務局で作成した条例案である。資料7と資料8の関連するところの説明を求める。
事務局	前回の審議会で審議会から意見を求めることとしていた、不開示情報の規定について資料8から説明する。 「参考1」改正個人情報保護法第78条第2項では、法が開示としている情報であって行田市情報公開条例で非公開とされている情報について、情報公開条例との整合を図るため、開示とすることができると規定されている。 行田市個人情報保護条例を全部改正し、個人情報保護法へ移行するので、個人情報保護法に定める不開示情報と行田市情報公開条例で定める非公開情報との整合がとれない情報について確認するため、改正個人情報保護法第78条第1項各号の不開示情報と、行田市情報公開条例第7条の非公開情報各号を比較した。 比較の結果、整合が図られていない情報として条例に定める必要があると考えられるものは、行田市情報公開条例第7条第6号の「法令秘等情報」であるが、法令秘等情報は、改正後個人情報保護法には相当する規定は置かれていない。しかし、法令秘等情報として不開示になる情報については、実質的に判断すれば不開示情報の類型を定める個人情報保護法第78条第1項各号のいずれかに該当するものであるといえる。行田市情報公開条例で非公開とされている情報は、すべて改正法で不開示とされていることから、情報公開条例との整合性を確保するために、不開示とする規定を設

	ける必要はないものと判断した。 また、改正法第78条第1項各号の規定により不開示とされている情報であって情報公開条例で公開することとされている情報は存在していたことから、情報公開条例との整合性を図るために開示とする規定も設ける必要はない。 県内各市の状況であるが、不開示情報については、本市と同様定めないとする自治体が多い。不開示情報の定めについての説明は以上である。ご審議お願いする。
会長	何か意見等あるか。 不開示情報は、ほとんどの場合、法令等で規定されているということになるという解釈であり、あえてそれを規定するまでもなく、法令で不開示とされているから規定を必要としないということである。 規定がある方がかえって運用が硬直化するのでやりにくくなるという面もある。むしろ規定しない方が、その法令の趣旨に合致するかどうかという自主的な判断が可能になると思う。 意見等がなければ、不開示情報についての説明に納得されたということと、あえて規定しないということでよいか。
委員	はい
会長	行田市個人情報の保護に関する法律施行条例案の説明を求める。
事務局	資料7法施行条例案について説明する。前回審議会で頂戴した意見をもとに法施行条例案を作成した。県内各市の対応状況もあわせて説明する。 1条ずつ説明する。
会長	第1条と第2条は従来の条例にあった規定と同じようなものなので、実質的に変わった部分だけの説明でよい。

事務局	はい。では、第２条の定義規定について、現行の個人情報保護条例と相違点があるので説明する。 実施機関については、条例に規定しなくても改正後個人情報保護法の適用は受けるが、明確にしておく趣旨から定義規定を設けて具体的な機関名を明記することとした。現行条例との相違は、議会の除外と消防長の追加である。現行条例では、議会の実施機関として規定しているが、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関から除外された。 また、消防長は現行条例では市長に含まれていたが、個人情報保護委員会が発出した「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」において、消防長については、執行機関の一定の指揮監督を受け、又は管理に服するものであるが、事務の執行権や下位組織の指揮監督権を有する性格から「地方公共団体の機関」として示されたことから、新条例には新たに「消防長」を明記する。条例案第２条については以上である。
会長	消防長について補足すると、消防署員の任命権等々があるから独立した行政機関として扱うことが適当だというわけですね。第２条についてご意見等あるか。定義規定は、このとおり定めればいいと思う。第３条以降について説明を求める。
事務局	はい。第３条は、個人情報取扱事務登録簿に関する規定である。法第７５条第１項では、個人情報ファイル簿の整備を必須のものとしているが、これに加えて同条第５項で、条例で定めるところにより、「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成し、公表することを妨げるものではないと規定していることから、実施機関が個人情報を取り扱う業務について、その目的等を明らかにするため、

	継続して備え付ける。 現行の登録内容に加え、個人情報ファイル簿作成に必要な登録事項を追加する。個人情報事務登録簿の作成についての各市の対応状況は、個人情報ファイル簿を本人の数1,000人以上に限らず作成する自治体が13、個人情報ファイル簿本人の数1,000人以上のみ作成する自治体は29、本市と同じくファイル簿の本人の数1,000人以上と併せて登録簿を作成する自治体は17ある。第3条については以上である。
会長	前回この点について種々議論いただいた。個人情報ファイル簿とは別の個人情報保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成するか否かについての規定である。何か意見等あるか。 いくつもあると混乱を招くという面もあるわけだが、第3条についてはこれでよいか。
委員	はい。
会長	第3条については特に意見がないので第4条お願いします。
事務局	第4条は内部管理に関する規定を設けるものである。前回審議会でご意見を頂戴していない事項のため、ご審議いただきたい。 改正後個人情報保護法第5章第2節では、個人情報の適正な取得、個人情報の安全管理のために必要な措置を講ずること等、行政機関等における個人情報の取扱いが規定されている。実施機関における必要な措置の管理責任を明確にするため、個人情報保護管理者の役職を置くよう規定したいと考えている。
会長	これも当然、個人情報管理者がいなくてはならないということなので、条例の中で誰をするかということは決められないから、この程度の規定になろうかと思う。ご意見等あるか。第4条についてはよろしいか。

委員	はい。
会長	第 5 条をお願いします。
事務局	第 5 条は、開示請求等の手続きに関する規定である。開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加する旨規定するもので、現行条例と同程度の必要事項を追加する予定である。
会長	併せて第 6 条と第 7 条の説明も求める。
事務局	はい。第 6 および第 7 条は、開示請求等の手続きに関する規定である。開示等の請求の処理期限は法の規定の 30 日ではなく、現行条例と同様に 15 日以内とする。なお、現行条例の処理期限は、請求を受理した日から起算して 15 日以内と規定しているが、期間計算の方法は、民法第 140 条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算することとされている。法と異なる方法を法施行条例に規定することはできないため、現行条例と処理期限を合わせ、開示請求があった日から 14 日以内と規定する。また、期限に関する特例の場合は、開示期限を法の 30 日と異なる 15 日としたため、15 日＋法の延長期間 30 日を足した 45 日となる。開示と同様、初日不算入で開示請求のあった日から 44 日以内と規定する。 県内各市の対応状況は、法のとおり 30 日以内とする自治体が 24、短縮する自治体が 36 となっている。第 7 条までは以上である。
会長	第 6 条と第 7 条の規定はわかりにくいと思う。民法で初日はカウントしない。初日は全 1 日ある場合にはカウントするが、初日のどこかで何か行為があった場合は、次の日の午前 0 時からカウントしていくということである。15 日以内というのは、開示の請求があった日をカウントしなければ、2 日目から 15 日ということになる。15 日以内という期間を満た

事務局	すため、初日も入れて１４日としているわけですね。 次の第６条第２項の３０日以内というのは、初日が全２４時間として使えるということでこう規定した。初日不算入の考え方では２９日以内になると思う。 新個人情報保護法の改正案としては、３０日＋３０日となっている。だから６０日以内であれば問題ないが、第１項が初日不算入で１４日と規定しているのに対し、第２項で３０日としているのはわかりにくい。 行為をしている日が入らないから１４日である。全く行為がないから延長するときは３０日でいいということになる。そういう解釈でいいかということを確認している。 おっしゃる通りです。
会長	私の説明もわかりにくいと思うが、開示請求があった日から４５日以内に開示するという規定である。延長は、延長してくださいという行為があるわけではないので３０日という形で、全１日を入れて３０日にしてしまうということである。
井上委員	その１日の違いは大きな意味があるか。
会長	大きな違いはないが規定がわかりにくい。無理に短縮しなくても３０日以内という法の要請だから、１５日以内なら１５日以内でも４５日以内でもいいと思う。 短い方が開示請求者にとって利益になるから１日でも短い方がよいと思うが、これでは非常にわかりにくい。
事務局	個人情報保護法が、開示請求があった日から３０日以内となっている。この規定の仕方に合わせる必要があるということでこのような形で規定した。今までの条例では、受理した日から起算して１５日以内と規定して

	いる。規定の仕方を改正法に合わせるとこのようになる。
会長	改正法は３０日以内となっているが、初日不算入かどうかははっきりしないわけですね。
事務局	はい。
会長	現行の個人情報保護条例は１５日以内で初日は参入している。受理したときからであり、そこの整合性が非常にわかりにくい。１日だけの話だが、改正後個人情報保護法に合わせるのであれば１５日以内の方が合うのではないか。期間が短くなることは結構なことだが、ここで、あえて民法を持ってこなくてもいいのではないか。
事務局	はい。解釈は事務局もわかりかねるところがあり、法で開示請求があった日からと書いてあるのでそのとおりに規定した。
会長	これでは、請求があった日をカウントしてしまうように読めてしまう。例えば、開示請求があった日の翌日からとすればはっきりする。請求があった日からとすると、その日を換算しているように見える。 民法の初日不算入のときは、はっきりとその翌日からとか判決のときもその翌日からと書く。
事務局	この規定についてはもう一度研究させていただきたい。
会長	何か意見等あるか。 特になければ、これは期間のカウントの話なので次の説明を求める。
事務局	はい。第８条は、開示請求に係る手数料の規定である。改正後個人情報保護法第８９条第２項では、地方公共団体の機関に対し、開示請求をする

	者から「実費の範囲内において条例で定める額の手数料」を徴収することとされている。現行条例では、開示請求に係る手数料を徴収せずに、開示の実施に係る費用を実費負担の形で徴収しているが、新法への移行後は、条例に手数料として定めることが必要となる。 ただし、国の説明で、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることも可能であり、また、手数料の額を無料とすることも許容されるとしていることから、現行どおり「開示請求手数料無料＋開示の実施費用は実費＋送付費用実費」として規定する。以上開示請求に係る手数料の規定である。県内各市も手数料無料とし、実費別途徴収とする予定の自治体が多い。第８条については以上である。
会長	この点についても前回十分説明いただき、議論したところである。特に異論はないと思うが、何かまたここで新たな意見等があるか。 特にないので、第９条及び第１０条をお願いする。
事務局	第９条及び第１０条は訂正請求及び利用停止請求等の手続の規定である。第５条の開示等の請求と同様に、訂正請求及び利用停止請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加する旨規定するものです。現行条例と同程度の必要事項を追加する予定である。第９条及び第１０条については以上である。
会長	従来と同じ規定ですよね。
事務局	はい。
会長	特に問題はないと思うが、何か意見等あるか。ないので、次の説明を求める。
事務局	第１１条は審議会への諮問に関する規定である。改正個人情報保護法第

	129条では、新法第3章第3節（地方公共団体の施策）の施策を講ずる場合その他の場合において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされており、審議会等の合議制の機関を設置する場合は、条例で定めることが必要になる。 これまで、個別の個人情報の取扱い、取得、利用、提供、オンライン結合の可否等の判断について審議会等へ諮問し、意見書を得たうえで取扱いを開始するといった運用が行われてきたが、改正個人情報保護法施行後は、ガイドライン等により適正な運用を図ることになり、このような個別事案に関する諮問はできなくなる。法施行後の審議会等については、「定型的な事例についての事前の運用ルールの検討を含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方について調査審議を行う」といった役割になる。1号及び2号は、新法第129条にいう「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である」と認められるケースを具体化・客観化して列挙し、3号では、実施機関が具体的に個人情報の取扱いについて細則等により規定する場合に諮問することができるよう規定する。県内各市の審議会の設置状況については、設置する自治体がほとんどだが、審査会へ統合、情報公開審議会のみ機能として残すなど、設置方針は様々である。第8条については以上である。
会長	この点も前回説明いただいたが、審議会というこの会の性格が大きく変わり、今後は必要に応じ招集がかかるということになる。 審議会を残すということで、何か意見等はあるか。前回、議論したので、特に何も無いと思う。では、第12条をお願いする。
事務局	第12条は実施状況の公表の規定である。改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会が行政機関の長等に対し、法の施行状況について報告を求めることができることとされており、毎年度、その報告を取りまとめ、概要を公表するとされている。しかし、具体的な報告事項については、個

	個人情報保護委員会では現在検討中であり不明との回答である。現行条例では、市長は毎年１回、実施機関における運用状況を取りまとめ、公表していることから、法施行後も市独自に制度の運用状況等を公表することを規定するものである。第１２条については以上である。
会長	個人情報保護制度の実施状況が公になるということは結構なことである。当然こういう規定が必要と思われる。 第１３条は委任規定で市の機関に任せるということである。任せられないと運用が硬直化するので当然設ける必要がある。
会長	附則の説明もお願いします。
事務局	附則では、本条例の施行期日を、改正個人情報保護法の施行日である「令和５年４月１日」と規定すること、経過措置規定では、施行の日前に行われた開示請求等は従前の例によることを規定するものである。
会長	附則をみると、従来の個人情報保護条例を改正して、行田市個人情報の保護に関する法律施行条例に変えるということと読める。条例名が変わるということについては特に問題ないか。
事務局	はい。個人情報保護制度が変わるものではないことから、継続性を持たせるという意味で全部改正という形にした。
会長	行田市の条例集等は、条例名が、行田市個人情報保護条例が行田市個人情報の保護に関する法律施行条例に変わったとしても支障はないのか。
事務局	支障はありません。
会長	何か質問等あるか。質問等ないようであれば、この条例案を踏まえ、諮

	問事項について検討したい。 まず、法律で委任されている事項を規定するため、新たに行田市個人情報保護法施行条例を制定するか、現行の行田市個人情報保護条例を改正するかということに関しては、事務局案は資料7のとおり、現行の個人情報保護条例を改正して、個人情報の保護に関する法律施行条例とする提案である。その点に関して、審議会の意見をまとめなければならないが、何か意見あるか。改正ということによいか。 条例名が変わると違うものができたという、錯覚に陥るが、従来の名前では支障があるのか。
事務局	従来の条例は、行田市としての個人情報保護制度をまとめたものである。今後は法律の中で、行田市として制定しなければならない部分を規定することから形態も変わる。ただ、今までの条例を廃止し、新規制定にすると、行田市の個人情報保護制度としての流れがわからなくなる。形態は変わるが、継続性を持たせるため、全部改正という形にした。
会長	確かに全面的な制度が改定される中、条例制定は必要である。条例名を変えた方が、変わった時点がはっきりしていいと思う。 それでは、従来の行田市個人情報保護条例を、行田市個人情報の保護に関する法律施行条例に改正するという事で、審議会の意見としてはよいか。
会長	諮問事項のうち、法律に基づいて条例で定めなければならない事項のうち、個人情報の開示請求等に関わる手数料についてである。新条例と呼ばせていただくが、新条例第8条について、先ほど事務局から説明があったように、実費のみを徴収する規定にするということであるがよいか。
会長	審議会の意見としては、その方向でよいということでまとめる。 次に、諮問事項のうち、市の機関における個人情報の開示決定等の期限

	についてである。先ほどの事務局の説明で、初日不算入の件でいろいろあったが、いずれにしても、法では30日と30日で60日であるが、新条例では15日と30日で45日とする。短くなるので、その点は開示請求者にとって利益になる。短くすることについて、市には支障があるかもしれないが、開示請求者にとっては利益なことだと思うので、意見もなかったことから第6条及び第7条のような規定を設けることでよい。
会長	行田市情報公開条例との整合を図るため、不開示事由については、法令で不開示の場合を規定しているので、又は運用上、硬直することがないように不開示規定を設けないということで審議会の意見としてよい。
会長	次に、市の機関での個人情報の取り扱い状況を公表するため、現行条例で規定する個人情報取扱業務登録簿に変え、改正後は作成が改正法で義務づけられている個人情報ファイルを作成することについてだが、新条例だと、条例第3条のように個人情報ファイル簿の整備をした上で、登録簿を継続するということである。いくつもあるよりも、一つにした方がいいが、特に意見がなければ条例案のとおりでよい。
会長	この条例案とは関係ないが、改正個人情報によると行政機関等匿名加工情報制度を実施するとなっている。この制度がまだ先の読めない状況のため行田市としては規定しないということでよい。
事務局	はい。まだ都道府県や政令市以外は、導入を義務付けられていない。また、おっしゃるとおり先の読めない状況で、行田市として導入は早いということもあり、今回の条例には規定しないこととした。
会長	そうすると、行政機関等匿名加工情報制度については、他を検討しながら行田市として検討していくということを是とするという意見でよい。その点については当面検討を続けていくということで意見を述べさせて

	いただく。
会長	最後に当審議會の話になる。第 11 条で必要があるときのみ審議會に諮問し開催するということになる。これまでのような諮問はなくなり、特に必要があると認められる場合がなければ招集されないということである。
事務局	新たな審議會についてどのように規定するか研究している。ある程度まとまり次第、審議會を開催し、ご意見をいただければと考えている。
会長	諮問事項はすべてまとまったので、意見書を作成する。意見書ができたら、皆さんに配布したいと思う。そういう扱いで事務局もよいか。
事務局	はい。そのとおりお願いしたい。
会長	これで、諮問「新個人情報保護法の改正に伴う個人情報の取り扱いについての審議はこれで終わりとする。 以上で、令和 4 年度第 2 回情報公開・個人情報保護運営審議會の議事を終了する。